

1 位置付け

- 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項は医療計画の記載事項(医療法第30条の4第2項第10号)
- 外来医療計画と医療機器の共同利用計画の2つから構成
- 医療計画の変更にあたるため、医療計画の策定及び変更の手続を経る必要

2 外来医療計画

(1) 概要

○地域のニーズを踏まえた地域ごとの外来医療機能の偏在等の状況を可視化し、自主的な経営判断に当たって有益な情報として、**外来診療所**の新規開業者に提供することで、診療所個々の医師の行動変容を促し、偏在是正に繋げる。

《記載項目》

外来医師偏在指標及び外来医師多数区域の設定

二次医療圏ごとに不足する外来医療機能の検討

協議の場の運営

(2) 外来医師偏在指標及び外来医師多数区域の設定

○以下の事項を考慮し厚生労働省が二次医療圏単位で外来医師偏在指標を算出し、算出した外来医師偏在指標の値が**全二次医療圏の中で上位33.3%の二次医療圏を外来医師多数区域**として設定

【指標算出上の考慮事項】※へき地等の地理的条件は考慮しない。

- ①診療所医師数を基に算出
- ②地域ごとに性・年齢階級別の患者の外来受療率により調整
- ③医療機関所在地ベース(昼間人口)で全ての患者の流出入を見込む
※協議により都道府県が独自の調整を加えることも可
- ④医師の性・年齢階級別の平均労働時間によって医師数を調整

【算出の基本的な考え方】

$$\text{外来医師偏在指標} = \frac{\text{性・年齢階級別で労働力の調整をした診療所医師数}}{\div \text{二次医療圏ごとの性・年齢階級別人口の違いを考慮し算出した各地域の標準的な外来診療所患者数(人口10万単)}}$$

(3) 不足する外来医療機能の検討

- 全二次医療圏を対象**に、二次医療圏単位で、現時点で不足する**外来診療所**の医療機能を検討する。
- 二次医療圏ごとの不足する外来医療機能の情報は、**外来診療所**の新規開業希望者等に情報提供できるようにする。
- 外来医師多数区域では、外来診療所**の新規開業の届出様式に「地域で不足する外来医療機能を担うこと」に合意する旨の記載欄を設け、合意を求める。

《地域で不足する外来医療機能の例》

- 夜間や休日用における地域の初期救急医療の提供体制
- 在宅医療の提供体制
- 産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制
- その他、地域医療として対策が必要と考えられる外来医療機能

(4) 協議の場の運営

- 二次医療圏ごと(※)**に、**外来診療所**の医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議する「外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場」を設置する。(地域医療構想調整会議の活用が可能)
- ※異なる区域での検討も可だが、二次医療圏単位の検討は必須

《参加者》

医師会等の診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、病院・診療所の管理者、医療保険者、区市町村等

【役割】

- 外来医療計画の策定に向けた協議(全圏域)**
現時点で不足する**外来診療所**の医療機能の内容、新規開業者へ地域で不足する医療機能を担うことへの合意を求めるプロセス等の外来医療計画への記載事項の検討

- 臨時の協議の実施(外来医師多数区域のみ)**
地域で不足する医療機能を担わない**外来診療所**の事業者を対象に、臨時の協議の場を実施し、結果を公表。ただし、持ち回り開催も可

3 医療機器の共同利用計画

(1) 概要

○地域のニーズを踏まえた地域ごとの医療機器(※1)の配置状況を可視化し、自主的な経営判断に当たって有益な情報として、新規購入希望者に提供することで、共同利用(※2)による医療機器の効率的な活用を促す。

※1 ①CT(全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT)、②MRI(1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI)、③PET(PET及びPET-CT)、④放射線治療(リニアック及びガンマナイフ)、⑤マンモグラフィ

※2 共同利用には、対象となる医療機器について連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される場合を含む。

〈記載項目〉

医療機器の配置状況に関する情報(指標)

機器の保有状況等に関する情報・区域ごとの共同利用方針

協議の場の運営

(2) 医療機器の配置状況に関する情報(指標)

○厚生労働省が二次医療圏単位で、医療機器の項目ごとに、性・年齢構成を調整した人口あたり機器数を用いて指標を算出

【算出の基本的な考え方】

$$\text{調整人口あたり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数(上記5種類ごと)}}{\div \text{二次医療圏ごとの性・年齢階級別人口の違いを考慮し算出した各地域の標準的な検査数(人口10万単)}}$$

(3) 機器の保有状況等に関する情報・区域ごとの共同利用方針

○医療機器の購入希望者が、近隣の医療機関で保有している機器の配置状況を把握できるよう、厚労省が病床機能報告の結果から医療機器を有する病院及び有床診療所のマッピングを行い、都道府県に情報を提供する。(全圏域)

○二次医療圏ごと、医療機器の項目ごとに共同利用についての方針を定める。

(4) 協議の場の運営

○外来医療計画の協議の場を活用

※先進的な技術、特に専門性の高い救急医療等に関連する医療機器については三次医療圏での協議も可

○対象の医療機器を購入しようとする医療機関は当該機器の共同利用計画を作成し、協議の場における確認を受ける。(全圏域)

【役割】

○機器の購入希望者の共同利用計画の確認(全圏域)

【計画記載事項】

- ・共同利用の相手方となる医療機関
- ・共同利用の対象とする医療機器
- ・保守、整備等の実施に関する方針
- ・画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

※共同利用を行わない場合は、その理由について協議が必要

4 計画の策定手続及び計画期間

(1) 計画の策定手続

○医療計画の一部であることから医療審議会へ諮問したうえで計画を策定する必要がある。

(2) 計画期間

○令和元年度(2019年度)中に計画を策定し、令和2年度(2020年度)からの4年間を最初の計画期間とする。

○令和6年度(2024年度)以降は3年ごとに見直しを行う。